

高知大学医学部附属病院運営委員会規則

平成16年4月1日
規則第240号

最終改正 令和3年3月18日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第12条第2項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院運営委員会（以下「委員会」という。）に關し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる病院の管理及び運営に関する重要事項を審議する。

- (1) 病院の運営方針に関すること。
- (2) 病院の中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 病院の人事・予算に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 各診療科長
- (3) 各中央診療施設の部長又はセンター長
- (4) 医学情報センター長
- (5) 薬剤部長
- (6) 看護部長
- (7) 医療技術部長
- (8) 中央診療施設の副部長又は副センター長のうちから病院長が指名する者
- (9) 医学部・病院事務部長
- (10) その他病院長が必要と認める者

2 前項第8号及び第10号に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月10日から施行する。

附 則（平成20年1月22日規則第51号）

この規則は、平成20年1月22日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月9日規則第1号）

この規則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則（平成27年9月25日規則第28号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年7月10日規則第26号）

この規則は、平成30年7月10日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則（平成31年3月12日規則第79号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第48号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。